

宅地建物取引士の登録に必要な書類等について

＜提出書類＞ ※各様式は、宅地建物取引業法施行規則による。

1 登録申請書（様式第五号）

- ※ 表面に必要事項を記入の上、カラー顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を貼付してください。
- ※ 住所、本籍の市区町村コードは窓口で確認できます。

2 誓約書（様式第六号）

3 身分証明書（3か月以内に発行されたもの）

- ※ 本籍地の市区町村で発行されます。運転免許証等ではありません。

4 登記されていないことの証明書（3か月以内に発行されたもの）

- ※ 群馬県内の取扱窓口は前橋地方法務局（027-221-4466）です。
- ※ 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した「医師の診断書」でも可（3ヶ月以内に発行されたもの）。

5 住民票の写し（申請者本人の分（3か月以内に発行されたもの））

6 実務経験証明書又は登録実務講習修了証

- ① 宅地建物取引業者での実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある者

・実務経験証明書（様式第五号の二）

・従事者名簿（様式第八号の二）のコピー（実務経験の証明期間と対応するもの（注））

- ※ 従業者名簿のコピーの余白に「原本の内容と相違ありません。」、証明日、業者名、代表者名を記載し、代表者印で証明してください。ただし、従業者名簿の管理担当者及び責任者（管理担当者の属する部署の上席の者等）の氏名及び連絡先電話番号を記載したときは代表者印を省略できます。

（注）複数の支店で勤務した場合は、実務経験証明書の証明期間と対応するように、勤務したすべての支店の従業者名簿のコピーについて原本証明してください。

- ② 申請時から過去10年以内に登録実務講習を修了した者

・登録実務講習修了証（コピー不可）

- ※ 登録実務講習終了日から10年以内です。修了証の交付日ではありません。

- ③ 国、地方公共団体での実務経験が2年以上ある者

・実務経験証明書に代わるそれぞれの機関で発行された証明書

7 合格証書のコピー

- ※ 合格証書の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本（3か月以内に発行されたもの））を添付してください。

8 登録手数料（群馬県証紙37,000円）

- ※ 群馬県証紙は県庁地下1Fの生協でも販売しています。事前に購入して持参してください。

9 従業者証明書のコピー

- ※ 宅地建物取引業者に勤務し宅建業の業務に従事している場合。

10 申請者本人が確認できる書類（郵送申請の場合のみ添付）

- ※ マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付き証明書のカラーコピー

＜受付窓口＞

所 管 課：群馬県県土整備部住宅政策課宅建業係

住 所：前橋市大手町1-1-1（県庁22階北フロア）

電 話：027-226-3525（直通）

受付時間：午前9：00～11：30／午後1：00～4：30（土、日、祝日を除く）